

納期限内納付のご協力をお願いします

納税は社会の基本的なルールです

市税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っています。

福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納付している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このことから、納付相談もなく納付のない人に対しては、滞納処分（財産差押）により強制的に徴収していただきますが、1月・2月・3月は「滞納処分（財産差押）強化月間」として、財産の差押えをより強化していきます。

また、2月には「税収確保強化月間」として、納め忘れの人に対して文書納付催告を重点的に実施します。

納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

主な滞納処分（財産差押）の取り組み

- 住宅ローン返済優先者に対しては不動産を差押えて、公売します。
- 給与所得者に対しては、勤務先に給与照会を行った上で、給与の差押えをします。
- 法人および自営業者に対しては、売掛金などを差押えます。
- 生命保険加入者については、納税の担保として差押えます。

※なお、滞納処分（財産差押）については、現在分割納付をいただいている人でも、納付額が新たに発生する年税額を下回る人は滞納処分の対象となります。

平成 23・24 年度滞納処分の差押件数・換価状況

区分	23年度	24年度
貯蓄・年金	512	759
生命保険	24	58
国・県・市税還付	32	57
掛金・賃料ほか	99	138
不動産	11	10
動産	60	88
計	738	1,110
換価による税収	31,440,069円	64,026,103円

「タイヤロック（車輪止め）」を導入して自動車などの差押えを実施します

差押えした自動車（二輪車含む）を運行・使用させないための措置として、自動車のタイヤ部分に装着して（左写真）運行不能状態にし、レッカー移動します。それでも納付いただけない場合はインターネット公売などで売却します。

なお、レッカー代など自動車差押えに要した経費についても、滞納者本人の負担となります。



納期限内納付にご協力ください

市税の納付は、納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も市税で負担することになります。納期限内の納付にご協力をお願いします。

所得税還付金を差押えます

確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、市税に滞納のある人については、差押えの手続きを行ったうえで、すべて市税に充当します。差押えするにあたり、本人の承諾は必要ありません。

なお、市税を分割納付いただいている人も所得税還付金の差押えの対象となります。この場合も、本人には連絡せずに差押えを執行しますのでご了承ください。

早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期限ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
2月28日（金） 3月31日（月）	午後8時まで	困収納課

問合せ▶困収納課収納整理係（☎内線1084）